

入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び長門市財務規則（平成 17 年長門市規則第 57 号。以下「規則」という。）第 90 条の規定に基づき公告します。

令和 4 年 5 月 10 日

長門市長 江原 達也

記

1 入札に付する事項

工 事 名	青海島観光ホテル解体工事
工 事 場 所	長門市 仙崎 地内
建設工事の種類	解体工事
工 事 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨造 3 階建て（PH 階）、一部地階有り 延床面積：536.36 m<sup>2</sup></li> <li>・木造 2 階建て、一部地階有り 延床面積：793.54 m<sup>2</sup> 【合計延床面積：1,329.90 m<sup>2</sup>】</li> <li>・上記建物の建築、電気、機械解体撤去工事 一式</li> <li>・一般廃棄物、外構、その他撤去工事 一式</li> </ul>
工 期	契約締結の翌日から 135 日間（予定）
概算予定価格	33,011,000円

2 入札参加資格

長門市条件付一般競争入札事務処理要領第 3 条に掲げる条件に基づき、公告日において次の各号を満たしていること。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項に基づく契約締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 長門市建設工事等請負業者選定事務要綱第 8 条に規定する令和 3・4 年度長門市競争入札参加資格者名簿において、解体工事に掲載されていること。かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業（建物解体に伴うもの）の許可を受けていること。
- (3) 長門市が発注する工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）に規定する一般建設業又は特定建設業の許可（解体工事業に係るものに限る。）を受けていること。かつ、法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査で、この公告日前までに国土交通大臣又は都道府県知事はその結果の通知を行ったもののうち、直近の解体工事の総合評定値（P 点）が 500 点以上であること。
- (5) 法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち、本店を長門市内に有していること。
- (6) 法に規定する主任技術者又は監理技術者（解体工事業に係るものに限る。）を法に基づく配置ができること。（この入札に参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として 3 箇月以上継続してあること。）技術者を特定できない場合は、それぞれ 3 人まで候補者とすることができる。  
なお、法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は、別途定める条件に適合した場合に認める。
- (7) 特定建設工事共同企業体でないこと。
- (8) 資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (9) 【過去の施工実績】  
平成 24 年 4 月 1 日からこの公告の日までの間に、元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が 20% 以上のものに限る。）として、公共工事のうち解体工事（請負金額が 1,000 万円以上であるもの）を施工した実績を有していること。

### 3 入札参加資格確認申請に必要な書類の提出

- (1) 提出する書類  
本工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、長門市条件付一般競争入札事務処理要領の規定により次に掲げる書類を提出しなければならない。
- ア 入札参加資格確認申請書（別記様式第 1-1 号）
- イ 同種、類似工事の施工実績調書（別記様式第 2-1 号）
- ウ 監理技術者の資格・工事経験調書（別記様式第 3 号）、3 箇月以上の雇用関係を証明できる書面  
（複数の候補技術者の場合は、全員について提出のこと。）  
※特例監理技術者の配置を条件により認める工事において、特例監理技術者の配置を予定する場合は、加えて別記様式第 3-2 号様式を作成すること。
- エ 主任技術者の資格・工事経験調書（別記様式第 4 号）、3 箇月以上の雇用関係を証明できる書面  
（複数の候補技術者の場合は、全員について提出のこと。）
- オ 経営事項審査結果通知書の写し及び建設業許可書の写し、一般廃棄物処理業許可の写し
- (2) 書類の提出方法  
提出書類は持参して提出するものとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。
- (3) 書類の提出先  
長門市企画総務部監理管財課
- (4) 書類の提出期限  
令和 4 年 5 月 24 日（火）午後 5 時まで  
※提出書類の様式については、市のホームページ《行政情報》《入札発注情報》からダウンロードして下さい。

#### 4 入札参加資格の確認結果と通知

入札参加資格確認申請書を審査し確認された入札参加資格の適否について、入札参加資格適合・非適合通知書（別記様式5号）により入札参加資格確認申請者へ令和4年6月7日（火）に発送する。

#### 5 設計図書の配布・閲覧

設計図書の配布	令和4年6月8日（水）から市のホームページ《行政情報》《入札発注情報》からダウンロードして下さい。
---------	---

#### 6 工事内容の質問及び回答

質問方法・期限	工事内容質問書を企画総務部監理管財課へ令和4年6月13日（月）までに提出すること。（FAX可 0837 - 22 - 4545）
質問回答日	令和4年6月15日（水）から市のホームページ《行政情報》《入札発注情報》で開札日の前日まで閲覧に供する。

#### 7 入札を執行する日時及び場所

入札日時	令和4年6月24日（金）午前9時00分
入札場所	長門市役所4階会議室

#### 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金	免除
契約保証金	必要

#### 9 無効とする入札

「入札の心得」第8条に該当する場合は、無効とする。

#### 10 失格とする入札

「入札の心得」第9条に該当する場合は、失格とする。

#### 11 入札の延期又は中止

「入札の心得」第10条に該当する場合は、延期又は中止することがある。ただし、本入札において第10条第2項は適用しない。

#### 12 落札者の決定

「入札の心得」第11条から第14条により落札者を決定する。

#### 13 その他

低入札価格調査制度	適用
最低制限価格制度	非適用
工事積算内訳書の提出	必要

この入札については、上記のほか入札の心得によること。詳細については、長門市企画総務部監理管財課（電話：0837 - 23 - 1120）に問い合わせること。